

第3回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

福田清宏君

1. 在宅寝たきり者等介護手当の支給について

在宅寝たきり者又は重度認知症者を長期にわたって介護されている方々に対し、親族扶養のご苦勞を思いその勞をねぎらうために、介護手当の額を増額する改正について伺う。

2. 交通安全対策について

(1) 都心・平江線の街灯（ハイウェイ灯）について、塩田川の橋近くの街灯（ハイウェイ灯）を都心・平江線を明るくする為に西側に移動することと、この街灯から県営住宅近くの交差点までの間に街灯を設置することについて伺う。

(2) 串木野西中学校の通学路と野元平江線の交差点附近の道路改修について伺う。

3. 第二次行政改革大綱推進計画(集中改革プラン)の平成24年度実績報告について

行政改革の成果の達成率が221.43%となっている。歳入確保として旧庭球場や湊町地区等の未利用市有地の処分による約1億7,565万円が含まれている。この金額は、達成率の算出にあたっては除外すべきと考えるが如何か伺う。

4. 入札率と予定価格の事前公表について

(1) 入札率が95%前後であることに鑑み、先進地行政視察地の多くは80%前後にあるようだが、改善する余地はないか伺う。

(2) 予定価格の事前公表は、このまま続けられるのか伺う。

5. 前回までの一般質問のうち次のことについて

(1) 平成24年9月に質問の「平成32年に鹿児島県に於いて開催される第75回国民体育大会の本市で開催される競技種目」について伺う。

(2) 平成25年6月に質問の「五反田川河口部波除堤の設置に伴う五反田川河口部の砂等の堆積状況把握のための深淺測量の結果」について伺う。

6. 学校規模適正化検討委員会等について

(1) 平成24年度に設置されてから今日に至る検討結果について伺う。

(2) 防犯ブザーについて伺う。

寺師和男君

1. 前床地区を含めた照島地区の開発について

前床地区の農業振興地域の農用地区域の見直しと、この前床地区を含めた神村学園前駅を中心とした照島地区の開発計画について伺う。

原口政敏君

1. 硯川下流の改修について

神村学園より上流は改修したが、下流はいつ行うのか。近隣住民より悪臭の苦情がある。

2. 日ノ出橋から市来漁港までの道路舗装について

凹凸が多く走行に支障をきたしている。舗装整備の早期完成について伺う。

3. 大里川堤防の除草と中州除去について

- (1) 市来小学校前から上流へ向かう大里川の堤防は雑草が生茂り、人や車の通行に支障が出ている。特に川南地区側がひどい状況であるが、早急な対応はできないか伺う。
- (2) 大里川の中州は、川の氾濫や洪水につながると考えるが、中州除去の早急な対応について伺う。

楮山四夫君

1. 農業振興について

- (1) 前床地区の農業振興地域指定の解除を要請して久しいが、その後の経緯と今後の見通しについて伺う。
- (2) 農業者としての最低耕作面積を3反歩として決めているが、それ以下にできないか。

2. 介護保険認定について

最近、認定について不平や不満が聞かれるが、認定作業について伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第2号（9月10日）（火曜）

出席議員 18名

1番	平石耕二君	10番	西別府治君
2番	西中間義徳君	11番	楮山四夫君
3番	宇都隆雄君	12番	竹之内勉君
4番	中村敏彦君	13番	寺師和男君
5番	南竹篤己君	14番	原口政敏君
6番	中里純人君	15番	宇都耕平君
7番	枇榔秋信君	16番	福田清宏君
8番	濱田尚君	17番	東勝巳君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	平川秀孝君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	福祉課長	東浩二君
副市	長	石田信一君	土木課長	平石英明君
教	長	山下卓朗君	健康増進課長	所崎重夫君
育	長	前屋謙三君	水産商工観光課長	中村昭一郎君
総務課	長	田中和幸君	農政課長	満菌健士郎君
政策課	長	中屋謙治君	産業経済課長	川畑司君
財政課	長	臼井喜宣君	学校教育課長	有馬勝弘君
教委総務課	長	深山龍朗君	市民スポーツ課長	中村安弘君
消	長	吉田裕史君	農業委員会事務局長	芹ヶ野國男君
防	長			
市	長			
来	長			
支	長			
所	長			

平成25年9月10日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、福田清宏議員の発言を許します。

[16番福田清宏君登壇]

○16番（福田清宏君） おはようございます。

平成21年11月に始まりました4年間の議員の任期中最終の定例会の一般質問となります。長年の懸案事項でありました議会中継映像配信システム整備事業が実施され、この9月定例会から本会議場での議論の状況を市役所1階ロビーに生中継するとともに、インターネット上でも5日程度の後に録画中継することとなりました。市民の皆さん方に議会を身近なものとして理解し、議会への関心を高めていただるように、議会として、議員として、努めていかなければなりません。

私は、さきに通告いたしました事項について順次質問を行います。

一つ目は、在宅寝たきり者等介護手当の支給についてであります。

在宅寝たきり者、または重度認知症者を長期にわたって介護されている方々に対し、親族扶養の御苦労を思い、その労をねぎらうために介護手当の額を増額する改正についてお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。答弁をいただき、その後の質問は質問者席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

福田清宏議員の御質問にお答えいたします。

在宅寝たきり者等介護手当は、寝たきり者等の福祉を増進し、介護者の労をねぎらうため、月額8,000円、年間9万6,000円で3カ月ごとに支給をし

ております。県内各市の介護手当の支給状況としては、19市中18市が支給しており、年間3万6,000円から12万円であります。また、在宅介護と施設入所の費用面については、1人当たりの平均の月額介護保険給付費を比較しますと、在宅では約10万円、施設入所では約30万円と大きな差があります。在宅と施設では、提供するサービスの内容が異なっており、単純な比較は難しいですが、在宅介護を進めることは介護保険事業の安定化に欠かせないと考えております。

在宅介護は心理的、身体的に介護者にとって大きな負担になることから、在宅の介護保険サービスの効果的な活用や、近隣住民の見守りなど、地域の支え合いによる介護者への負担軽減を図るとともに、手当の増額につきましては今後の国の施策の動向に注意しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○16番（福田清宏君） 介護手当の金額等々、月額等々、状況の説明をいただきましたが、国の施策云々という流れからいきますと、24時間訪問介護とか介護サービスの充実の方向性、これは介護保険給付費が増加していくことにならないのかなという気もしております。

8月26日の新聞報道でしたが、厚生労働省は特別養護老人ホームの入所基準を厳しくする方針を固めたということで、入所できるのは原則として要介護3以上の高齢者からとする方向であるという。そして、要介護の低い人は在宅へという流れを進めていくとしているようですが、このことは、制度維持のため給付費を抑制するのが狙いであろうという報道であります。

もう早速2015年、27年度からの実施を目指すというふうな記事でありましたが、この介護保険法の改正が制度維持のため給付費を抑制するのが狙いであるならば、やはり1日でも長く在宅介護ができるように、在宅寝たきり者等介護手当の支給、あるいは支給額の見直し増額は早急に検討しなければならない事案であると存じますが、いかがでしょうか。

もう一度御見解をお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 現在の高齢者の方々は、戦

前、戦中、戦後と日本の大変厳しい、苦しい、激しい時代に、子供をお育てになりながら、地域社会、ひいては国家に貢献をされた方々ばかりであります。そういう高齢者の方々に私どもは感謝をしながら、生きがいを持って暮らせるような施策を国、県、地方を挙げて展開をする必要があると考えております。

そういった点で、今、お述べになられましたとおり、国のほうではこの介護保険制度に絡めたいろいろな方向性を示唆しておいでであります。本市としましては、現段階、先ほど申し上げましたとおり県下で最高が市独自の負担としては12万円、一番低いところが3万6,000円です。本市の場合は9万6,000円ということで、上からたしか3番目ぐらいに位置するのではなかろうかと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました高齢者の皆さん方に感謝する思いで国の動向やらを見ながら、この手当の増額については総合的な検討をしてみたいというふうに考えております。

○16番（福田清宏君） 県内最高12万円ということでもありますけれども、本市の支給額が年額9万6,000円。平成24年度の実支給人員は87人、そして延べ支給件数が717件であるようですから、573万6,000円の支出ということになっているようであります。それからいきますと、県内の最高が12万円といえども、今、市長が述べられましたように高齢者の皆さん方に崇敬の念をお持ちという、そして感謝しなければならんということであれば、やはりみずからこの月額増額の検討を進めていくべきじゃないのかなという思いがいたしますが、もう一度伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、高齢者の皆さん方がつくってくださった大変ありがたいしゃばと言えいいんですかね、ありがたい社会であります。したがって、高齢者の皆さん方のこの御苦勞に人生をやっぱり生きがいを持って過ごしてもらいたいと、そういう思いで、さっき申し上げましたとおり、国の動向も見ながら増額については検討していきたい、総合的に検討してみたいというふうに考えております。

○16番（福田清宏君） 国の動向をと言われると、

一向に上がらんないという思いしか残りませんね。ですから、いちき串木野市高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画の3カ年の真ん中の年、平成25年度でありますから、やはりこの次の6期の流れを見据えながら、独自にやはり考えていってほしいという思いがしております。

私たちの市の人口減少はとどまるところを知りません。向こう4カ年のうちには、人口3万人を下回るというデータが出ております。団塊世代の皆さん方も60歳半ばとなりました。介護保険制度の改正等もしっかりとした将来計画を立案して、在宅寝たきり者または重度認知症者を長期にわたって介護される方々に対し、親族扶養の御苦勞を思い、その礼をねぎらうために介護手当の額を増額する改正を行って、そして行政の光が当たり、在宅介護に温かい手が差し伸べられるように今後とも市当局の取り組みを、そして今後の大きな課題であるということも認識しながら取り組まれることを期待をして、この項を終わります。

次に、交通安全対策についてであります。

その一つは都心・平江線の街灯（ハイウェイ灯）についてであります。塩田側の橋の近くの街灯を都心・平江線を明るくするために西側に移動すること、そしてこの街灯から県営住宅近くの交差点までの間に街灯を設置することについて伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 都心・平江線のハイウェイ灯の移設についてであります。

このハイウェイ灯は塩田土地区画整理事業の中で設置した街灯であります。主に塩田川を照らすために現在の場所に設置されたものであります。ハイウェイ灯は主なる交差点や県道など主要道路のカーブ箇所を設置するものと捉えており、今回の塩田川沿いと塩田川から県営住宅前までの区間につきましては、一般的な交差点等でありますので、公民館で設置する防犯灯でお願いをしたいと思います。

なお、防犯灯の設置につきましては、安全灯施設補助金制度があり、蛍光灯では3分の1の補助、LEDを設置されましたら平成25年度から3分の2の補助をしておりますので、これらの制度を活用して

いただきたいと思います。

○16番（福田清宏君） いやいや、ちょっとびっくりしましたね。街灯には都市建設課109という標識があるんですけどね、都心・平江線を照らすのに公民館の防犯灯でというお話はちょっとどういうことなのか理解に苦しみますがね。

その公民館内の市道とかというのであれば、今、言われるようなことで各集落対応していると思うんですよ。だけど、こんな大きな道路で、しかもやがて五反田川に橋をかけようかというぐらいの都心・平江線であるのに、そこに付ける街灯を公民館の防犯灯でというお考えは、とてもじゃないけど納得できませんね。

ロータリーから北側の方向に向かって、前田さんのところ、いわゆる県道のところまでのこの都心・平江線には各交差点に街灯を設置してあるんです。これは、ずっとお願いをして、そして市当局と協議をしながら、その交差点、交差点に建てられているんですよ。これは、防犯灯じゃないですよ、公民館の。当然公民館の防犯灯で建てられるような性格のものじゃないと私は思っています。

ちょっとびっくりしました。まあ、そういうことと、それから、今言いました塩田川と県営住宅の間の交差点には防犯灯に似た街灯がありますが、歩道を照らしています。車道を照らしていないんですよ。私が今、質問しているのは車道に明かりをとということであって、みんなあそこが暗いからということで怖いからということがあつての話なんです。

そして今、109の街灯は塩田川を照らす。塩田川を照らしていますかね。塩田川の緑地帯の西側端っこにあることは事実ですよ。だけど、向きは西側を向いているんですよ、道路のほうを。サーチライトじゃないから塩田川を照らせませんよ。どんなふうな感覚で今の答弁があつたのか、ちょっと現状からして少し理解ができないところではありますが、塩田川の緑地帯に立てられているために、都心・平江線の歩道と私有地との境よりもさらに2メートル余り東側に位置しているんですね。だから、都心・平江線はもう全然照射されないといいんじゃないかと思います。あわせて樹木の成長が非常にいい。

そして、大型の道路標識がある。そういう状況からすれば、都心・平江線を照らす街灯が必要だと思います。で、これがあくまでも塩田川を照らす街灯ということであれば、あの交差点にどうして街灯の設置がなされていないのか、ちょっと不思議に思いますけれども、その辺をひとつ伺いたいします。

○市長（田畑誠一君） 全市にくまなくハイウェイ灯を設置するのは、これは理想だと思います。しかし、お互いに地域社会の安全を守るために公民館の皆さん方も努力をしていただきながら、公費でできる分、また公民館でお願いをする分ということで各地域努力をしていただいております。

ハイウェイ灯の設置基準というのは、交差点とか河川橋梁のある特に危険な場所ということで設置をしているわけでありまして、そういった点で今、答弁を申し上げました。また、ほかの交差点でも同じ路線上でそのハイウェイ灯の設置があるというお話もありましたが、この場所につきましては、春日町前の病院前に1基、以前桜町にありました救急センターの出入りが多かった交差点付近ということで設置したものであります。両方の場所はいずれも救急車両等が出入りする場所であるという、そういった観点に立ってこれまで設置をしたものであります。

○16番（福田清宏君） 救急車もでしょうけれども、子供たちの通学、安全ということも含めて設置していただいたんですよ、既設の街灯は。だから、救急車だけで協議が整って設置してもらった街灯ではないということは、設置をお願いをした1人として申し上げておきたいと思います。だから、やはり通学路に当たるところの大きい道路とか歩道とかいうところには、やらない方向の答弁じゃなくて、検討をしてできるものならやってみようというような答弁がやっぱりほしいですね。ましてやもうはなから公民館防犯灯でという話になってくると、もうこの質問は成り立ちません。

だから、今ある街灯を歩道と車道の端まで位置を変えて動かせば、それなりの明るさは出てくる街灯であると思いますけれども、これはもう水かけ論でしょう。地元の声がそういう声がありますから、その声を大事にして対応されることを期待いたします。

す。

次の項に進みます。

次は、串木野西中学校の通学路と野元平江線の交差点付近の道路改修についてお伺いいたします。

御承知のとおり、交通量の増加によって危険な状況にあります。オコン川橋と西中のグラウンドを結ぶ道路の改修を急がなければなりません。今回、調査費が計上されているようでありますが、今後の計画についてお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 塩入橋付近の交差点についてであります。

野元平江線は、野元平江地区の利便性の向上を図るため、本年3月に開通をいたしました。供用開始から交通量も増え、国道3号と県道川内串木野線を結ぶアクセス道路として活用され、重要な路線となっております。しかしながら、塩入橋付近交差点は、区画線により交通誘導を行ってはいないものの、カーブで見通しが悪く、その上通学路でもあることから、交通安全対策について地区公民館はじめ、学校関係者からの再三の改善要望を受けているところであります。

地元からの要望を踏まえ、市としましても交差点改良を早急に進めるために、関係地権者と交渉を行いました結果、用地提供を含む交差点改良に前向きな御理解を得られましたので、本定例会に測量設計に係る予算案を上程をさせていただいたところであります。

○16番（福田清宏君） あわせて、今後の工事計画はということも質問をしたんでありますけれども、また後でお答えいただければと思います。

西中学校の生徒さんたちの登校時間帯の中でも、朝の7時半から8時ごろまで大変車が多いということから、この1週間はPTAの挨拶運動という中で、交差点にお立ちであります。生徒の皆さん、校長先生、この交差点に立ちながら、横断中の旗を持っていろいろと車に呼びかけながら、運転手の皆さん方も大変優しいようであります、よくとまってくれておるようであります。

そういうことでありますけれども、野元平江線で交差点に差しかかる場所に、時間制限つきで「と

まれ」という道路標識というのはできないのかですね。雨の日なんかはとでもじゃないけどあれだけの人が出て、交差点にはいないと思います。そういうことを考えると、注意を促すという意味から、今、時間制限つきの歩道があったり、車が通れなくする時間制限つきの標識があったりいろいろしておりますので、似たようなことで時間制限つきの「とまれ」の道路標識というのがあるとすれば検討できないか、そういうことを思うんでありますが、お伺いいたします。

そしてあわせてスピードが相当上がっているということで、住民の方々が少し怖いなという思いをされてきたようです。

もちろん、車が短時間で3号線を結ぶ路線として今からも非常に便利な道路として使われていくんでありますが、速度制限をどんな形で今後検討していけばいいのかということもあわせてお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 野元平江線につきましては、地権者の皆さん、地域の皆さん方大変な御協力をいただきまして4億7,000万円ぐらいと記憶しておりますが、おかげさまで3年間で供用開始をさせていただきました。大変喜んでいただいて、重要な路線として位置づけられて、お話がございましたとおり、車の交通量も以上に増えているようです。そこで、西中学校の何と言いましても、通学路の一番かなめなところでもありますので、PTAの皆さん、学校の皆さん大変苦勞をしておられるようです。朝から立ってですね。また、議会の皆さん方からも声も、いろいろなお願いも聞いておりますが、そういったようなことを受けまして、特に公民館、学校関係者から再三要望がございましたので、地権者のほうに御相談に行きました。おかげさまで、前向きな御理解をいただきまして、この測量費用は計上したわけであります。

いつ、それじゃあ今後どうするのかということですが、幸い前向きな御理解をいただいておりますので、用地の相談がいきましたら、できるだけ早く安全のために改良工事にかかりたいというふうに思っております。

なお、交通規制等をまだいろいろお尋ねでありますので、その点につきましては担当課長に説明をいたさせます。

○土木課長（平石英明君） 速度制限の標識やスピードの制限でございますが、速度規制につきましては、当初、野元平江線が開通する前に警察のほうと協議をいたしまして、「とまれ」の標識や誘導ライン等につきましては、すぐに対応していただきました。そして今現在、もうそういう標識がついておりますが、時間制限につきましては、あそこの交差点が改良した後でそういった新しい横断歩道等、そういったものについて協議をしたいということでしたので、現在は速度制限についてはしてございません。

それから、スピードでございますが、あそこは40キロ制限ということで、まだ現在、県の保安協会のほうで設置をするようになっておりますが、現在まだ設置されていない状況でございます。40キロでございます。

○16番（福田清宏君） 工事が完了するまでの間もやはり交通量は増えるし、登校下校の時間帯には子供たちに危険が及ぶということがありますので、そういう思いが、今、おっしゃられたようなことが協議されているのであれば、仮置きでもいいんじゃないかと思えますね。仮のラインでもいいと思えますから、そういうような形ででもやっていただくことが、安心して登下校できる姿がそこに見えるんじゃないかというふうに思うことであります。

今、御答弁ありました方向性を踏まえながら、1日も早く完成するように願っております。そしてまた、オコン川の橋自体はもうそのままなんですかね。もう野平地区の区画整理まではそのままするという事なのか、野元のほうからの道路と西中グラウンドの南側のあの道路を結ぶと、オコン川の橋は道路一つ川上に設置されているというふうに現状の姿は見受けられます。そういうことでありますが、その辺についてのお考えがあらわれましたら、ひとつお尋ねをいたします。

○市長（田畑誠一君） 今、福田議員がお述べになられましたとおり、新しい道路をつくったんですが、あのカーブのところと橋は非常にずれがありますよ

ね。だから非常に危険なわけですね。ですから、今回幸い地権者の方の御理解をいただいて測量をしておりますので、測量をした時点で、できればあの橋にできるだけ直角に近いような形で道路の取りつけができないものか、その辺も含めて検討してまいりたいと思っています。

○16番（福田清宏君） せっかく建設されました野元平江線でありますから、どうかそういう意味で子供たちの安全を守りながら、また、車で利用する人たちの利便性をも考え合わせてひとつ工事を進められることを希望いたします。

それから、通告はしていなかったんですけど、一つだけちょっと見てください。

この野元平江線と白左エ門ヶ丘、テレビ塔に上がるところの交差点、あそこに「とまれ」の標識があるんですよ。あちこち2本。土のうで押さえてあるだけで、そして強い風するときには反転しておったということもあって、地元の人がやっぱりこの標識はこっち向きだろうなということで直したということもあるようですから、あれは仮置きなのか、あの位置に設置するのか、道路が完成したんだから、早急に形をと思えますね。

それから、やっぱり必要でしょうね、あそこはね。平江線から登ってきてすぐの交差点ですから、車が登るに速度を上げて1番目に通過する交差点になるようですので、そういうことも含めて、これは通告してありませんから、ただ現状を申し上げておきますので、回答できますか。回答できるんだったらしてください。そういうことです。

○土木課長（平石英明君） 市道永山線といいまして、その交差点につきましては現在、「とまれ」の標識が仮置きの状態にあります。これは県の公安委員会が設置するというので、現在工事をされるのを待っている状況でございます。

以上です。

○16番（福田清宏君） 現状は御報告いただきましたが、できるだけ早く、あの辺はもう野元平江線としては完成でしょうし、その道路も完成ということでしょうから、位置づけを急いでほしいというふうに思うことです。

今、いろいろ質問をし、答弁をいただきましたが、やはりいい道路ができて交通量が増加をして、登下校にもまた危険がいろいろとあるということもあって、1日も早い対策を望んでいるところであります。

それでは、次の項に進みます。

三つ目は、第二次行政改革大綱推進計画（集中改革プラン）の平成24年度実績報告についてであります。

先ほど、6月のものが9月議会に配付されまして、それをちょっと見ていたんですが、行政改革の成果の達成率が221.43%となっております。歳入確保として旧庭球場や湊町地区等の未利用市有地の処分による約1億7,565万円が含まれておるようです。私は、この金額は、この未利用市有地の処分による金額は達成率の算出に当たっては除外すべきであるというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 未利用地市有地の処分金についてであります。

この取り組みは、総務省が策定した行政改革のさらなる推進のための指針にも示されており、本市におきましても、第二次行政改革大綱に基づく集中改革プランの中で積極的な財源確保を図ることとして、年間1,000万円の効果目標を掲げ、未利用財産の売却処分等に取り組んでいるところであります。

利用目的のない土地は維持管理経費がかさむだけでなく、これを積極的に売却していくことで、管理経費の削減と財源の確保を図るものであり、これまでも効果額として計上をしてきたところであります。

○16番（福田清宏君） バランスシートという言葉が、今、庁内でもよく使われておりますが、貸借対照表のことであると思いますが、未利用市有地といってもこれは固定資産でありまして、それが現金という流動資産に変わっただけのことという理解をしております、今のような質問をしたわけでありませう。

したがって、もうこれだけ一生懸命行政改革をされて、ここ数年100%を少し上回る達成率が計上されてくる中で、221%という数字が出ていたので、

何だろうかと思ってびっくりしていろいろ見てみました。その結果、やはり今、市長の答弁にありましたような未利用市有地の処分量ということではありますが、私はやっぱりこの金額を差し引いて、そして本来は110.91%という達成率ということのほうが行政改革という名のもとではいいのではないかなと。

そして、繰り返して申しますが、市有地、土地は固定資産なんですよ。それがただ現金という流動資産に変わっただけという理解を私はしますので、その辺の理解がどうも聞き取りのときも平行線でありましたが、どうもそういう気がするんですけれどもね。やはりこの市有地処分の1億7,565万円というのは、入れて、この達成率は算出しなければいけないものなんでしょうかね。

そういう意味から、もう一度お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 企業会計におけるこの貸借対照表、バランスシートの論理から今、お話を展開されました。市といたしましては、議会の皆さん方からもかねてから御意見、要望がございますとおりで、できるだけこの未利用地は処分をして、そして将来使えそうなところ、あるいは計画をしなきゃならぬようなところとか、いろいろ判断をした上で、長期にわたって、この土地はもう将来、用に供することはないだろうというようなところは、やはりできるだけ処分をして、売却をして、そして売却をすることは、管理経費はもちろん削減されるわけでありませうから、積極的な財源確保を図っていかなければという視点に立って進めております。

今回のこの今、お話しなされたところにつきましても、これまで総務省のほうで策定をした行政改革のさらなる推進のための指針と、これにのっとりて処分をしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○16番（福田清宏君） 未利用地の処分については、場所によっては一定の理解をするところであります。ですがやはり、この広報いちき串木野の7月22日発行の分にも、行政改革3億5,193万円の効果で、効果目標額1億5,894万円に対して221.4%の達成ということにありますが、今、市長の説明からするとそういうことなんでしょうけれども、私が思ひます固

定資産と流動資産の数字が変わっただけという思いからすると、先ほど申しましたように、行政改革1億7,627万円の効果で、目標額に対しては110.91%の達成とするべきではないだろうかと思うことであります。

このことはもう、それぞれの流れがあるようでありますから、ここであれしますが、やはりさっきから申しますように歳入確保という言葉自体が私は少し、総務省の云々ということからすればそれはそういうことなんでしょうけれども、歳入確保という表現はやはりちょっと疑問があるかな。市有地を処分して現金化しただけのことであって、これは行政改革の成果としてその額は含めるべきではないのじゃないかなという思いが、今、市長からの答弁を聞きながらも、それを変えることができません。このことはまた今後のこととして、この項を次に進めたいと思います。

四つ目は、入札リスト予定価格の事前公表についてであります。

まず、最初に入札率が95%前後であることに鑑み、先進地行政視察等の多くは、過去、私が先進地行政視察に行ったところの例では、80%前後、85%前後というふうにあるようであります。投資においてもそういう意味では改善する余地はないのか、お伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 入札制度につきましては、従来は全て指名競争入札を行ってまいりました。指名競争入札は入札参加者が限定されることなどから、特殊な工事等を除き平成20年11月から市内業者を業種ごとにランク分けをし、この枠内での条件つき一般競争入札を導入しております。

また、予定価格の公表についても、職員に対する不正防止を図るとともに、透明性を一層高める観点から、条件つき一般競争入札導入とあわせて事前公表としております。さらに、平成21年5月から電子入札及び電子閲覧を導入しております。入札参加者が一堂に会する機会を減少させ、競争性の向上が期待できることから、特殊な業種や物品を除き平成23年度までに導入を完了しております。また、談合等不正行為の排除の観点から、指名競争入札に係

る業者名の公表時期については、本年4月から事後公表に変更をしたところであります。

このように、入札制度につきましては、逐次見直しを行っており、今後も公平性、競争性、透明性、適切な施工の確保が図られるように取り組んでいきたいと考えております。

○16番（福田清宏君） ちょっと関連していきますが、この予定価格と最低制限価格との間はおおよそ何パーセントぐらいの開きがございますか。お伺いたします。

○副市長（石田信一君） お答えいたします。

予定価格につきましては、本市の市契約規則に基づきまして、70%という形の中の最低制限価格を設定するようになっておりますので、そういった意味でいきますと、最低制限価格につきましては70%以上というふうになっておりますので、そういう形で御理解いただきたいと思っております。

○16番（福田清宏君） 規則で10分の7以上という表現があるようですから、そういうことなんだろうね。そういうことなんですが、この決算のときの資料の中に公共事業の執行状況について一般会計においては、平成24年度の工事で契約件数が145件、契約額で30億9,000万円、おおよそですね。そして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律によりまして、工事の概要等の公表が義務づけられている予定価格250万円を越えるものというのが123件で、その落札率は平均92.97%でありまして、最高で99.9%、最低で73.29%となっているということであります。

ちなみに、簡易水道事業特別会計においても契約件数8件、契約額5,327万5,000円ということでありまして、やはり予定価格が250万円を越える7件の落札率は平均27.4%、最高97.8%、最低で96.8%となっているとのことではあります。先ほど市長から御答弁いただきましたように、指名競争入札から条件つき一般競争入札に変えるということですね。視察に行ったときの都市、やはりそういうことなんです。やっぱり落ちているんですね、入札率が。本市の場合はその傾向が全然見えない。どっちかというと限りなく予定価格に近い数字が毎回毎回報告書

を見ると出ている。

こういうふうと思うんですけども、そういう理解でいいんでしょうかね。予定価格に近い、さっきお聞きしましたように最低制限価格との間にはおおよそ30%弱の開きがあるんですね。そういう中で、一般会計の中でも平均で92.97%、高いので99.9%なんていう数字があるし、最低で73.29%という数字でありますけれども、理解の仕方として、あるいは市民の皆さん方に説明するに当たって、限りなく予定価格に近いというふうに落札率を理解されてもいたしかたないのかなということでの説明を私たちはせざるを得ないんですけども、そういう理解でよろしいんでしょうかね。お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 予定価格の事前公表につきましては、不正な入札の抑止、予定価格の漏えい等の不正行為の防止などのメリットがあるといわれております。本市においては、市議会での皆さん方の議論等も踏まえて、平成20年11月の条件つき一般競争入札の実施にあわせて予定価格の事前公表を行ってきたところであります。

しかしながら一方では、予定価格が目安となるのか、競争力の低下ですね、落札率の高どまり等のデメリットもあるとされ、その後、国からの通知においては事前公表については十分検討をして、弊害が発生したときは、速やかに事前公表の取りやめを含めた対応をとるよう通知をされたところであります。

今後の事前公表につきましては、他市の取り組み状況等も参考にしながら検討したいと考えております。

○16番（福田清宏君） 次の質問の中までちょっと入っていただきましたけれども、流れでありますからそういうふうにとめたいと思います。

さっきから先進地視察のことを話しておりますが、この平成24年の4月の導入の直前に議会が政務調査したところがありまして、そこがさっきありましたような指名競争入札から条件付きの一般競争入札、あるいは電子制度入札、あるいは郵便入札から電子入札に変えたとか、そういういろいろな形があったところでありまして、本市、いろいろな形をとりながらそういう形になったと思います。

市長の答弁にもありましたように、納税者の皆さんが求める四つの条件ということで、透明性、競争性、公平性、客観性ということを先ほど市長も申されました。そういうことに鑑みれば、やはりこの限りなく予定価格に近い数字というのが果たして妥当なことなのかどうかということにはやはり疑問を持たざるを得ませんし、また、そういうことで市民の皆さん方に説明をしていかざるを得ないという現状にあります。そういう意味でも少しこの件については改善の余地はないのかなということで、今日の質問といたしたところであります。

そして、先ほど答弁いただきました予定価格の事前公表ですが、これはこのまま続けられますかということに次に伺う予定にしておりましたが、先ほど事前公表についての取り扱いについては、いろいろとまた今後検討されていくという内容の答弁でありました。

今、この法律によって非常に守られた業界の様相がありますね、いろいろ見ていきますと。しかし、先ほどから申しますように入札率にこだわると、予定価格と最低制限価格おおよそ30%ある中でも九十数パーセントの位置に入札率が常にあるということ自体に疑問を抱かざるを得ないというのが現状であります。

私は、入札率のことを申し上げますとともに、そうして入札残が残ったのをやっぱり地元の市民の皆さん方が求める環境整備、特に道路の整備、年をとってどうも舗装がばらばらになって大変ということ等も含めれば、そちらのほうに入札残を組み直していったって、そして事業量を伸ばしていくことのほうに活用してほしいと。そして市民の皆さんの要望に応じてほしいということもあって、あえて今日はこういうことで入札率のことを取り上げたようなことです。

どうかひとつそういうことで、予定価格の事前公表や入札率のこと等の改善を図る方策を今後またさらに検討されていかれますことを期待いたします。

この項を終わって先に進みます。

五つ目は、前回までの一般質問のうち次のことについてであります。

一つは平成24年9月に質問いたしました平成32年に鹿児島県において開催される第75回国民体育大会の本市で開催される競技種目についてお伺いいたします。

去る9月8日の午前5時過ぎでしたか、2020年の東京オリンピック、パラリンピックが決定した報道がありました。いみじくも、この2020年が平成32年、国体の年に当たるようであります。そういうことからいたしましても、どういう種目を本市が県に推薦されたのか、その内容についてお伺いするところがあります。

○市長（田畑誠一君） 第75回国民体育大会において、本市で開催予定の競技種目についてであります。

市では、昨年9月7日付で国民体育大会準備委員会から市町村開催希望調査についての依頼を受けました。直ちに市体育協会に意向調査をお願いしたところ、市体育協会は協会所属の競技種目団体に対して国民体育大会の競技誘致及び大会運営への協力等に係る意向調査を実施されました。

市体育協会からは昨年10月19日に調査の結果、本市では剣道、相撲、バスケットボール、バレーボール、卓球の5団体が競技誘致を希望しているとの回答がありましたので、市では市体育協会の意向を踏まえ、昨年10月26日に国民体育大会準備委員会へ赴き、5競技について競技誘致を希望する旨の要望をいたしましたところであります。

○16番（福田清宏君） 種目をちょっと書き損じましたが、卓球、バレー、相撲、あと二つ何だったのですかね。剣道でした。（「バスケット、剣道」と言う声あり）

議長、続けさせてください。

○議長（下迫田良信君） はい、どうぞ。

○16番（福田清宏君） この種目の中で既に決定の報道がなされたのがあります。そういう中で、本市の開催というのが一つもその報道の中になかったんですけれども、この第一次に選定をされました今後選定する競技という中ですが、その中にあるのは卓球とバスケットだけですかね。バレーボールですね、はい。

結局は、本市の体協の意向を踏まえてということ

になりますと、残ります種目はバレーボールとバスケットボールと卓球という理解でよろしゅうございますね。はい。

そういうことでありますが、先ほど申しましたように2020年の東京オリンピック、パラリンピックと同じ年の開催ということでもありますから、やはり市長も議員に出ておいでのころは非常に元気でスポーツにいそしんでおられましたので、体協だけにとということじゃなくて、体協の会にも進んで出られて、みずから指導されて、そして種目を決めていくということをされるのが、本市の将来担う子供たちに、また大きい夢を与えるのじゃなかろうかなというふうに思うことであります。

ぜひ、ひとつそういうことで選定に当たられますように、心から期待をして、この項を終わりたいと思います。

次、二つ目ですが、平成25年6月に一般質問をいたしました五反田川河口部波除堤の設置に伴う五反田川河口部の砂等の堆積状況把握のための深淺測量の結果についてお伺いいたします。このことは、質問をいたしましたときに、その月の月末に漁協で説明会を開くということが答弁にありました。その内容等を踏まえながらどういう状況にあるのかということをお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 五反田川河口部の深淺測量の調査結果については、今、お述べになられましたとおり6月27日に串木野市漁協において県より報告がありました。

現在、船を係留している物揚場プラスマイナスゼロメートル、物揚場までの航路はマイナス50センチメートルの施設として整備がされたものであります。調査の結果、大潮の干潮時に物揚場一帯は水深がゼロメートル以上あり、波除堤から物揚場までの水深も60センチメートル以上あることから、規定の水深は確保されており、浚渫の必要性はないという報告でありました。

○16番（福田清宏君） 浚渫の必要性はないという調査の結果ということでありまして、どういう方々が出席されて説明を受けられたかは知りませんが、出席された方々はそれで一応は納得ということ

だったんでしょうかね。いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） まず、その前に、県としては仮に浚渫をするとなりますと、一応確保されているということですが、浚渫により物揚場や堤防が崩壊しないように物揚場の基礎部分の根入りを深くするという抜本的な工事が必要だということでありませぬ。

したがって、代替策として、今お述べになりました串木野漁協からの要望を受けて、今年7月に串木野漁港の長期計画を見直して、その中で漁港内港に新たな物揚場、浮き棧橋、ポンツーンの整備が計画をされておりますので、この棧橋の利用促進をお願いしたいとのことだったとお聞きしております。

○16番（福田清宏君） その棧橋の計画というのは、漁港のほうなんですか。どこになんですかね。ちょっと初めてのことで。

○市長（田畑誠一君） 漁港内港ということですね。漁港内港にということ。漁港内港、内側ですね。漁港内港にというふうにお聞きしております。

○16番（福田清宏君） 漁港内港ということであれば、今ある棧橋の位置をその先に延ばすのか、2本設置するのかということなんでしょうけれどね。今、新港建設のころの世代は大分変わりました。だけど、その当時の沿岸の皆さん、五反田川河口を利用する沿岸の皆さんは、河口のほうで動きたくない。そして内港に動けちゃうんだったら、若い衆が送ってくれという話まであって、相当若い人たちと沿岸漁業の人たちの間に溝ができたというか、そういう理解の仕方の中でいろいろありました。だから、今度のそれはまた漁協が沿岸漁業推進のことからそういう計画なんでしょうけれども、いつなかわかりませぬけど、今年照島の棧橋の改修ということでしょうから、どういうことなのかようわかりませぬ。

それから、物揚場を浚渫するにはということですが、途中までは矢板が入っているんですよ。で、途中から矢板がなくて、据え置きで前のほうの階段を置いて、あと砂利を入れて、上を張っていたというのが五反田川左岸の船着き場、物揚場の形です。だから、あの交差点の付近までは矢板がず

っと入っています。そういうこと等もあわせれば、それより川上のほうの位置はそこから直接出るということは昔からないんで、あしたお日和じゃという、出漁できる天気ということになれば、下のほうに船を回して、そこから出港していったというのが歴史なんですね。

だから、ちょっと今の県の説明については理解しがたいところもありますけれども、しかし、何らかの形で動いてきたなことだけではまた実感として。今まで県の港湾課の皆さんも余り表面に出てどうこうというのはなかったですからね。この波除堤から少しそういう動きが目に見えてきたようですから、そういうことではまた新しい動きかなというふうに理解をしたいと思います。

それからもう一つは、砂の堆積調査ということで、深淺測量ということの結果がどのような形で報告されたのかですね。さきの質問で申しましたように波除堤を設置したら浚渫の絡みもあって、深淺測量をやりますというのが県の言い方でありまして、前回の質問もそういうことであつたけれども、どういうことですかと言ったら、月末に報告がありますということだったというふうに思っていますので、波除堤の周辺の深淺測量についての報告もあつたのかどうか、お聞かせください。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 深淺測量につきましては、波除堤から物揚場までの測量と、それから物揚場周辺の測量と両方行っております。その中で、波除堤から物揚場までが60センチメートルを維持していると、そういった報告であります。

○16番（福田清宏君） 60センチを維持しているということになれば、波除堤を建設したから浅くなったということじゃないですね。恐らくそうだと思います。であれば、前から言っておりますように、東海大橋と今回建設いただきました波除堤との間にちょうど外港の北側の岸壁が橋の少し下のところから右のほうに、新港のほうに角度が曲がっているんですよ。その辺に今のところ一番波が打ち寄せてくるようです。

それからすると、そこに埋め立て禁止区域は避けながらも、やっぱりもう一つ波除堤の設置が望まれ

るというふうに思うんですけども、その辺については県の意向、あるいは市としてのということはどうなんでしょうか。

大分岸壁につなが沿岸の船も少のうなりました。あわせてこの波除堤は、上流の歩道に岸壁から越えてきた波を打ち砕く効果も十分にあると、またその効果が見えてきたというふうに思いますので、もう一つ中間に、もちろん長さは25メートルよりも短くなるんですけども、それでももう一つ設置すべきというふうに考えますけれども、いかがでしょうかね。お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 新たな波除堤の設置についてでありますけれども、現在、この設置された波除堤の事業効果、台風、荒天時の状況などを今、確認をしているところであります。したがって、必要性については検討していただきたいということで要望をしております。また、そういった形で市としては、その検討を要望の際に荒天時の写真撮影など確認作業をしており、これからも積極的に要望してまいりたいと思っております。

○16番（福田清宏君） ぜひ、なかなか写真を撮るような荒天にならないんですね、今。この新港の建設からこっち干潮時に台風が来たり、遠いところを台風が通ったりということで、なかなかそのシャッターチャンスがないんですけども、ぜひひとつ防滴用のカメラが水産商工課にありますので、ぜひひとつ職員の皆さん頑張ってかっぱを着てでも、そういう写真を撮っていただいて、それを踏まえてまた交渉が先に進むように御努力をいただきたい、こういうふうに思うことであります。で、この項を終わって先に進みます。

次は、教育委員会になります。教育長と久しぶりにやりとりするというので、今日は大変楽しみにしておりますし、教育長、いい答えが出てくるんじゃないかというふうに思いながら、質問いたしたいと思っておりますが、まずは六つ目といたしまして、学校規模適正化検討委員会等についてであります。

平成24年度に設置されてから今日に至る検討結果について伺います。なお、ここに検討結果というふうに通告をいたしましたので、検討の経緯ということ

で訂正をしてお伺いをいたしたいと思っております。

○教育長（山下卓朗君） 学校規模適正化検討委員会の現状、経緯についてという御質問でございますが、市教育委員会ではいちき串木野市立小中学校の適正規模及び適正配置について検討し、望ましい学校教育環境の整備と充実した学校教育の実現に取り組むために、昨年9月27日にいちき串木野市立小中学校規模適正化検討委員会を立ち上げたところであります。

委員の構成としまして、学校代表、保護者代表、地域の代表等の計25名となっております。これまでに5回委員会を開催しております。第1回目は、当委員会の設立の趣旨、県内における市町村の事例の紹介、本市における小中学校児童生徒の現状及び推移についての説明。第2回目に本市の小規模校、大規模校の視察、第3回目に先進地であるさつま町への研修視察、第4回目は学校規模によるメリット、デメリットについて検討いただいたところであります。平成25年度に入りまして、7月19日に第5回目の委員会を開催し、本市における適正規模のあり方について諸々の御意見をいただいているところであります。

今後、2ないし3回の委員会を開催し、平成26年1月ごろをめどに提言できるよう作業を進めているところであります。

○16番（福田清宏君） 鋭意、委員会は開催されておるようですが、この各学校、地域の代表者を委員として委嘱をしながら、市内小中学校の適正な学校規模等を検討していただくということでありまして、検討の途中でありますから、差し支えございませんでしたら、どのような課題といたしますか、検討事項といたしますか、そういうものが上がってきているのか、もしよろしかったら中間ですからあれですが、よろしかったらひとつお答えいただければと思います。

○教育長（山下卓朗君） 学校規模適正化検討委員会では、どのようなことを検討するのかという御意見でございますけれども、具体的なことにつきましては、今、検討をしているところでありますので、申し上げることは差し控えさせていただきますと思

います。

ただ、先ほども言いましたように、時代を担う本市の児童生徒の一人ひとりの将来を考えるとのことを第一義と考えまして、学校の活力とか、教育水準の維持や充実、発展を図り、より質の高い教育を行うという観点から本市の小中学校の適正規模、適正配置について望ましい姿はどういうものかということについて検討していただいているものでありまして、以上のことしか申し上げることは今の段階ではできません。

よろしくお願いたします。

○16番（福田清宏君） 明けて1月の提言を待ちたいと思うところであります。特に、特認校と学区とのかかわりとか、それから今、申されましたように将来に向けての統廃合の議論は避けて通れないのじゃなかろうかと思うところでありますが、この土川校の廃校の事例が非常に私は残っておりまして、保護者から児童を転校したいという申し込みがあって教育委員会が検討を始めたという説明だだと思っておりますが、これ、やはり保護者に対しては大変苦痛だと思います。だから、そういうような状況、あるいはこの委員会の結果によっては、教育委員会主導で、受け身ではなくて、教育委員会みずからが適正化の検討に動いていくという形が見えなければいけないのじゃないかなという気がしております。

そういうことで、今、教育長が答弁されましたようなことを踏まえながら、そういうことで教育委員会みずからが政策を打ち出していかれることを期待をいたしまして、次の項に進めさせていただきます。

二つ目は、防犯ブザーについてであります。

中学1年生と小学1年生に貸与される防犯ブザーについてであります。防犯ブザーは、一つ、有料防犯ブザー推奨品目録82点。二つ、有料防犯ブザー過去の推奨品52点、合計134点の中から数社の見積もりにより決定をして、学校ごとに納品されております。

そういう中ですが、まず、防犯ブザーが破損したときの対応についてお伺いをいたします。そう強い衝撃を与えたものでもないのに破損したときの保護者と担任の先生、あるいは学校と学校教育課の対応、

こういうことについてはいかがなんでしょうかね。

そして、取りかえについては、貸与した以上は有料だよということなのか、あるいは代替品の購入はもう保護者の負担でやんなさいということなのか、あわせてひとつお伺いをいたします。

○教育長（山下卓朗君） 防犯ブザーにつきましては、小学校、中学校の卒業時に学校に返却をしていただくことになっております。返却分は予備として学校に保管するということになっております。特別な理由がなくて紛失、破損した場合は保護者負担で購入すること、また、特別な理由で紛失、破損があった場合には、学校または市教委の予備で貸与するようにしております。なお、電池は保護者負担で購入をお願いしております。

○16番（福田清宏君） 卒業時に返却ということもありますが、貸与した品物が何パーセントぐらい返却されますかね。といいますのは、今年の4月に配付されたブザーはこれなんです。もう見ておいでですよね。見ておられますか。ここに、こんなのがついているんですよ。で、これに、こういうのがこう輪っかです。こう入っている。

これ、学校教育課が推奨品とした目録の中の商品なんです。だから、業者を責めることはできないと思うんです。ただ、さっき言いましたように、134点の中から安いのをしなさい、それで決定しますというやり方自体に問題はないのかなというふうに思います。こうですよ、ほら。これが、ちょっとした形で壊れないはずがないですよ。また後でゆっくり見てください。だけどこれは推奨品なんです。

だから推奨品といっても、資的に推奨品なのか、ブザーの音量、機能にとって推奨品なのか、よくわかりません。だけど、やはり見積もりを取るときには、やっぱり134点という数字じゃなくて、カタログを調べたり、内容を調べたりして、10点以内ぐらいに絞って見積もりをとられることのほうが、子供や保護者にとって、ひいては担任の先生にとってもいいのじゃないかと思っております。

こういう形の、この折れ方ですけど、これは弁償しなきゃいけませんか。それとも代替品が支給される形と理解していいですか。いかがですか。お伺い

いたします。

○教育長（山下卓朗君） 防犯ブザーの購入に当たりましての基本的な考えについてから申し上げます。

本市では、御承知のように毎年入学時に小学校1年生と中学校1年生に防犯ブザーを貸与しております。県内19市の中で防犯ブザーの貸与等を行っているのは、本市を含めて6市あります。また、中学生にも貸与しているのは本市のみであります。

防犯ブザーの購入に際しましては、財団法人全国防犯協会連合会の有料防犯ブザーの推奨品の中から選んでおります。推奨品の条件としまして、高い周波数と低い周波数を繰り返すものであること、それから音量が1メートルの距離において85デシベル以上であること、次に、表示音量の90%以上の音量が連続して20分以上鳴り続けるものであること、そして操作が容易にできることなどを挙げております。

これまで小学校1年生、中学校1年生に配付した防犯ブザーもこれらの条件を満たしているものであります。なお、落下事故の防止についても、落下したときにどれくらいの衝撃を受けるのかということも実験をして、その結果、推奨品の中に入れているものを本市は採用しております。

以上です。

○16番（福田清宏君） 教育長がとうとうとして述べられると、そういうブザーが導入されているのかなと思いますけれども、これ、そうですか。自信持って言われますか。落下衝撃に強い商品という。事前にチェックされましたかね、これ。違うんじゃないですか。そして、卒業時に返却されたものもある、あるいは今回も予備品として60個は教育委員会にあるはずなんですね。そして前々から返却された機種もあれば、予備品として購入されたものもあると思うんですよ。

で、こういったような破損の仕方のときは、代替品を支給していいんじゃないかと私は思うんですね。これ、まあ、いいですね。あんまり言ってもでしょうから。どうもその辺がちょっと理解に苦しんで質問しておりますけれども、この所持しているかいなかとか、ブザーの音量の確認とか、電池切れはもうブザーが鳴らなくなればですが、電池切れのテスト

とか、こういうのは月に1回とか日を定めてとかって各学級でやっているんですかね。いかがですか。

○教育長（山下卓朗君） 防犯ベルの使用に当たりましては、各学校へも、それぞれの家庭へも、教育委員会として趣意書を配付をしているわけでございます。そして、いろいろな機会を捉えまして学校でも実際に使うほうの使い方について、携帯時など普段から強い衝撃を与えるなどの乱暴な扱いをしないこととか、家庭や学校等で定期的に作動検査を行うようにするとか、そのようなことを踏まえて指導しております。学校ではそれぞれそのような趣旨に沿った点検、そして指導をしていく。したがって、6年間ほとんどの子供が使用しているという学校もあります。中にはまた、幾らか壊れたという学校もありますし、さらにはもう少し防水性のあるものが欲しいんだがという学校もあります。しかし、全体的にはもてているということを考えております。

以上です。

○16番（福田清宏君） 小学校6年の卒業時とか中学校3年の卒業時に1年生のときに配付したものが何個返ってくるんですか、何パーセントぐらい。

違うでしょう、今の話。もう2年、3年になったら市販のブザー買っているはずですよ。その辺の数字的な把握というのはないですかね。どうですか。

○教育長（山下卓朗君） どこの学校が何パーセント6年間ないしは3年間もてたとか、それからどこの学校がどれだけ壊れたということを経験としては上げておりませんが、この防犯ブザーにつきましても、新1年生ではランドセルを買うときに1個、2個サービスとしてついているものがあるとか、それから子供によっては防水性のものが欲しいので、もう少し高級なものをというようなことで、自分で購入して買っている人たちもいるし、学校の購買部に入れて、そこで販売している学校もあるというようなまちまちでありますので、それぞれ違う、所持の仕方をしていると、このように捉えておりますので、何パーセントというデータは把握はしていません。

○16番（福田清宏君） やっぱしその辺まで調査してくださいよ。せっかく他市に先んじて対応されているんでしょう。そういう意味からすると、そんな

難しいことじゃないですがね、調査するなんて話は、目視でわかる話ですから。ぜひひとつそういうことで、保護者の皆さんが、こういう形で壊れてしまったらどうしようか、どうしようかって悩んでいらっしゃるその姿は尋常じゃないですよ。やっぱりそれを解決するには、直接は学校現場の担任の先生が日々子供たちのブザーに気配りをしなきゃいかんだろうと思うことですね。そういうようなこともあわせてひとつ、検討していただきたいと思うことであります。

そして、9月4日水曜日の朝6時29分、夜19時29分に学校教育課から防災行政無線を通じてブザーのことが放送されましたね。「不審者の子供への声かけが起きています。周りにいる人にブザーが鳴ったときには、子供に危険があるときですから安全確保に御協力ください。」

ブザーが正常に働かなきゃこのことだってだめですよ。だからやっぱり日々、親も点検をせないけませんけれども、みんないる教室の中でも月に1遍とかそういう形で点検をする必要はあるんじゃないでしょうかね。そうすることで、1年生のときに貸与したブザーを何人今、使っているかなっていうのもおのずとわかるじゃないですか。そのくらいの気配りをしてくださいよ。せっかくの予算を使って、他市に先んじて配付されているという教育長のその状況の報告を受ければ、なおさらそういうような気がしてならないんですが、いかがでしょうかね。

○教育長（山下卓朗君） 現在、本市が使っている防犯ブザーは、何回も申し上げますけれども、全国防犯協会連合会の推奨品としての条件を満たしております。そして、多くの児童生徒は貸与されたものを長く使用している状況である、このように把握しております。しかし、学校からは防水性のものがよいとか、中には壊れて使用できなくなり、もっと丈夫なものが欲しいなどの意見も聞いております。防犯ブザーは毎日携帯するもので児童生徒の安全確保の面から重要なものであります。今後の購入に当たりましては、より長持ちするもの、品質のよいものを、そして価格の面からも十分検討して、学校の意見等も参考にして購入してまいりたいと考えてお

ります。

つけ足しますけれども、今、19市で導入している防犯ブザーの価格等は、本市の価格とそれほど違わない価格のものを導入しております。そういうことも踏まえながら、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○16番（福田清宏君） だけどね、教育長、130点に及ぶ防犯ブザーの推奨品の中から見積もりをしないなんていうこと自体が、130点もの推奨品に目が届いていますか、学校教育課の皆さん、あるいは学校の皆さん。届いてないと思いますよ。それはね、見積もりをする業者だって、130点に上る一つ一つはチェックできないです、恐らく。カタログにあるのならいっぱいありますから。だから、やはりカタログと照らし合わせながら、推奨品といえども、この商品なら、この商品ならということを決められて、見積もり取られることのほうがよりいいんじゃないかというふうに思います。これから先はもう教育委員会のお考えですから、拘束するものでもありませんけれどもね。

それから、長く使っていて、本当に6年生、3年生で返却された数をちょっと調べてみてください。で、教えてください、後でいいですから。私の知るのところでは、そんなにという思いがしてならないんですがね。だけど、1年1年納品される機種が違うと思いますので、そういう意味では、こういう機種もあればまた、変わった機種もあるかもしれません。そういう意味では、長く使っている機種もあるかもしれません。だから、そういうことも含めながら、まだ調査してないということでもありますから、調査をすることはそう難しいことじゃありませんから、1カ月に1回テストをすれば調査になるんですから、そういう意味でもやっぱりやってください。

そして、子供たちが安心して防犯ブザーを携帯して、保護者も先生も教育委員会も日々気づかいを怠ってはならないことだというふうに思います。そして、子供たちを犯罪から守っていくことに徹していくことが大事であろうと思うことであります。何か御答弁ございますかね。

○教育長（山下卓朗君） この本市が防犯ブザーを

採用する初年度は、その前年度大阪教育大の殺傷事件がありまして、それを機会にまだ合併前導入した経緯があります。そのときは、カタログを取り寄せまして、実物も取り寄せまして、実際にこのくらいの値段で安全性が確保されるということで慎重に検討した経緯があります。そして、その後、今回の例を挙げますと、福田議員のデータと少し違いがありますけれども、107種類、それから製造輸入販売会社45社の中から選ぶということで、福田議員の御指摘のとおり、その中から選ばれるかと、厳密な選定ができるかという御意見もそうですけれども、このものが推奨品であるということで、全てをクリアしているという信頼のもとに私どもは値段等を考えながら採用したものであります。そういうことであります。

さらに、それをもう少し充実したものが欲しいということであれば、また価格等の面も十分考慮しながら考えていく。以上です。

○16番（福田清宏君） 何か点数に誤差があるようですけれども、後でまた教えてください。私が持っているデータからすると間違いないと思っていますんでね。

どうですか、学校教育長。そうですか。推奨品目録が82点で過去の推奨品が52点、合計134点じゃないんですか。違いますか。見積もりに示された数は、私が数え間違いをしない限りはこの数ですよ。

教育長、いいです、いいです。こんなちっちゃいことで議論はしたくありません。要は、子供たちが安心して防犯ベルを持てるように、そして少々の破損については予備品があったり、卒業生が残したりしているものもあるので、そういう形で取りかえてやってやると。そして常にいい状態で子供たちが防犯ブザーを携帯しているということを望んで全ての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下迫田良信君） 次に、寺師和男議員の発言を許します。

[13番寺師和男君登壇]

○13番（寺師和男君） こんにちは。

私は、さきに通告いたしました前床地区の農業振

興地域の農用地区域の見直しとして、この前床地区を含めた神村学園前駅を中心とした照島地区の開発について、市長はどのように考えておられるのか、質問をいたします。

私は、本市が発展し、活性化するためには、働く場の確保が最重要課題であり、本市の基幹産業である農林、水産、商業の活性化は最も重要な施策と考えております。が、もう一つ大事な施策があると考えています。それは、若い子育て世代の確保であり、若者が安心して子供を産み育てる場所の提供や施策であると考えています。

市長は、これまでに子育て住宅の設置や子育ての世帯に対するいろいろな施策を行い、子育てで世帯への支援等を講じられて、市の人口増対策に力を注いでおられます。照島地区は神村学園前駅中心に学校、病院、スーパー等と近接性の高い居住空間としての利便性を考えると最適な地域であると考えています。

また、国道の整備も徐々にありますが進み、国道とJRの東側を結ぶ市道の計画も進んでおり、本市が発展し、活力あるまちづくりを進める上で、この地域に大きな期待ができ、本市の活性化に必要な地域であると思います。

駅ができたことにより、宅地開発、特に民間開発による無秩序な開発を招かないため、神村学園前駅の背後から前床地区の間の地域における道路整備計画や区画整理、住宅開発など、本市の開発計画を示すべきと考えます。

そこで、市長に質問いたします。

市長は、前床地区の農用地の一部を含め、この地域を住居地域として、また、子育てや高齢化等の居住区として整備を考えられていないかお伺いいたします。

また、農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者の不足などから、農地の管理が行き届かなくなり、年々不耕作地が増大し続けており、場所によっては基盤整備地以前より荒れ地になっている、どこが田畑かわからないところもあります。

本市では、農政課を中心に中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境対策事業、耕作放棄地再生対策事業など、国や県の補助金等を活用されるととも

に、本市独自事業としても導入され、いろいろな農業政策を実施し、農業の振興に努力されておられることは十分理解しておるところであります。しかしながら、農業従事者の高齢化、高齢化に伴う新たな後継者不足などから、耕作放棄地が増大し続けており、行政のみだけでは解決できない課題が多々あります。

このような農業を取り巻く状況の中で、今までにも多くの同僚議員が質問してきました前床地区の農業振興の見直し解除については、今までの同僚議員の質問に対し、解除の条件として、一つ、農用地等以外の用地に供する必要かつ適当であって、農用地地域以外の地区内の代替地がない。二つ、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼす恐れがないと認められること。三つ、農業経営を望むものに対する農地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないと認められないこと。四つ、区域内の用排水等の保全施設に支障を及ぼす恐れがないと認められること。五つ、工事完了後8年を経過していることなど、五つの解除条件を全て満たさないと農用地からの除外ができない回答をされております。

また、市長は、今後、周辺地の土地利用については県と協議し、無秩序な開発にならないように指導するとともに、整備の必要性がある箇所については必要に応じて整備していくことを回答されております。

そこで、前床地区の耕作状況についてお伺いいたします。

一つ、区域内面積20ヘクタールありますが、現在耕作されている面積は幾らか。二つ目、農業従事者についてですが、わかる範囲内で結構です。三つ、耕作していない人の主な理由について。

以上で、壇上からの質問を終わらせます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 寺師和男議員の御質問にお答えいたします。

前床地区は全体の面積が約20ヘクタール、うち耕作されている面積が約18ヘクタール、不耕作は約2ヘクタールであります。また、耕作者は約200人、その中で認定農業者が3人おられるというのが現状

であります。

前床地区などの農用地区域は農振法上原則として区域から除外はできず、個別の例外でも経済事情などから必要と見た場合で、かつ周辺の土地利用状況から農用地以外の利用が必要で、代替する土地がないことなど、お述べにられました五つある要件を満たした上で県の同意を得る必要があります。

現時点では、外周部での条件を満たす申請について除外できる可能性がある場合は、県と協議をしながら手続を行っているところであります。

○13番（寺師和男君） 私も前床地区については、昭和55年から59年にかけてこの整備を約20町歩計画した経緯がありまして、私もちょうど農業委員になって2期目、1期目からもう始まっちゃったんですけど、2期目に完成した記憶をしております。非常に解除については心苦しい部分もあるんですけど、時代の流れによって今日は解除について質問しているところでございます。

非常に前床地区については、もう市長も御存じのとおり、今、耕作されている方々も述べられましたけれども、場所的には農業には非常にいい場所なんですね。平地で、何でもできると。しかし、あれは周囲に住宅地があるために、私も一時はあそこに約5町歩ぐらい借りて飼料畑をした記憶がありますが、その間にいろいろな農業に支障が、地域民からの苦情と申しますか、いろいろな迷惑をかけること等があって、そうしたことが今までであったんですが、今、市長が述べられましたけれども、認定農家が3名、そしてそれぞれ高齢化に伴い労働力がない、これはもうもちろんだと思っております。

私はそこで、この前床地区については、私もいちき串木野市は合併して8年になります。ちょうど平成23年度でしたか、神村学園前駅も開通されまして、市長が構想の中で開発を考えていらっしゃる中で、私は基本はそこから解除等々についての御質問をさせていただいたんですけど、私はいちき串木野市は今から数十年後、世代につながるにはどこが必要住宅地としていいかということで、前床地区については、最適な場所としております。ただしこれは、国の施策によって事業した結果、私も先だって県に

もお伺いさせていただきましたけれども、県としては決していいとか悪いとかということとは言えないということで、回答があったんですけど。

市長、テキストといいますか、プログラムをつかって、いちき串木野市構想にはめ込んで神村学園、照島一帯の開発とともに、この20町歩の土地を農業リゾートとして設定するお考えはないか、そこを一つ質問いたします。

○市長（田畑誠一君） 前床地区の今、お話でありますけれども、御承知のとおり、市来地域と串木野地域の一体性を図るために、八房橋の架けかえも議会の皆さんにお願いをした。それから、鉄道の下が1車線ですね。だからあれも、近々橋が完成したらあそこも2車線にしたいということで、JRも立ち合いでいろいろな協議を今、進めているところがあります。したがって、今後大きく発展が期待をされる、もちろん大切な農業ゾーンでもありますけれども、その両方から大きく発展が期待をされる場所だと思っております。

神村学園前の駅前周辺の計画でもこの前床地区は、土地改良事業を行った経緯を踏まえながら、優良農地の観点から農業ゾーンとしての土地利用方針としながら、周辺の市街地化状況により区域内の道路拡幅などを検討することとしております。

御質問のとおり、この地区につきましては、市においても、お述べになられましたとおり、将来的な宅地利用化が図られないか本当に期待が寄せられているところであります。ただ、都市計画の観点から土地利用方針について県関係機関とも協議をしておりますが、農用地区域は都市計画法上の区域よりも優先するんですね。そういったことから、一括して解除し、宅地化を促進することは現行制度上ではできないということでもあります。制度上、現時点では一括した農振除外はそういったことでかなり困難であります。先ほどからお述べになっておられますように、高齢化など耕作放棄地も見られるのもまた現状であります。そういった面もあります。

したがって、周辺の状況変化等も確認しながら、方策についてはやっぱり引き続き研究もし、要望もしていかなければ、というふうに思っております。

す。

○13番（寺師和男君） まあ、市長の照島地区または前床地区の開発については理解しましたが、非常に今、部分的に神村学園を中心に橋、道路をつくらされてはいますが、私はやっぱり前床地区を今後、いちき串木野市の住宅地として、やがてするのに、市の構想をしっかりとこの計画の中に入れていただかないと、今、市長が答弁されたように国というのは非常に厳正なところで、その趣旨にのっとらないと解除は難しいと。

ただし、いちき串木野市の構想の中にはめ込んでしまえば、私はいつかはこの解除に進むと思いますので、ただ、この道路を入れたとかそうじゃなくて、一構想をつくっていただくことが私は必要じゃないかと思っております。

だけれどもやっぱり当時串木野市から見ても、ちょうど46災害があったときに、塚田市政でしたけれども、非常にまぐろ団地ができたり、災害のために塩田団地、そしてそういう当時三十五、六年にはプリマハムが来るために、袴田地区の箸の竹工場がやめられて、住宅地化したきっかけがあって、そこに地域ができたんです。照島、前床については国の法的立場がありますから、一気にはいけないと思っております。そして当時の串木野市は発展をして人口増につながってきたと思っておりますので、ぜひ、前床地区については非常に市の構想にはめ込んでいただいて、しっかりと計画をされるお考えはないかお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 神村学園前の駅が建設をされてから、ここ二、三年の間に、たしかあの周辺に26戸家が建設されております。個人住宅がですね。そういった点、また土地があること、それから先ほど述べましたとおり、市来地域、串木野市地域の一体性を持たせるという意味でも橋の架けかえも新設も議会の皆さんにお願いをし、あの道路についても2車線を確保したいということで、大いに期待をされる場所でもあります。将来ですね。

したがって、神村学園前駅の周辺のまちづくりの計画をしたときでも、一方ではまたこの優良農地の確保の観点ということで圃場整備はしたわけで

ありますから、そういった意味で、農業ゾーンとしての位置づけもしながら、あるいは都市化もできないかということ等もあわせて検討しておるわけですが、さっき申し上げましたとおり、この農用地域というのは都市計画法の区域より優先されるんですよね。優良な農地を確保したということ。そういう非常に高いハードルもございます。

したがって、現行制度上ではなかなか困難なわけですが、やはり述べられましたとおり状況も変化をしております。だから、今後とも引き続きみずからも研究するが、県に対しても要望を重ねていく必要があるというふうに考えているところであります。

○13番（寺師和男君） 今、市長の前向きな答弁がありました。非常に今、言いますように、構想をびしゃっとしていただく。それと前床地区については、周囲は除外された20町歩以外は住宅ができたり、またあの一帯の中には当時串木野のマグロ船が景気のいいころに土地を買われた方々が真ん中に住宅地も五、六軒あるわけですね。またそういう方々も非常に何とかここを解除して住宅ができないかという要望がありますので、今、市長が述べられますように、国の機関ですから厳しいと思います。

ただし、この間、私どもも8月8日に市町村研修会で松谷明彦さんという政策大学の教授が述べられました。少子化に伴ってということがその地域でつくりませんか。やっぱり公共住宅を。公共住宅を一つつくって、二、三万円で提供したら人口は増えるという講演をいただいて、また、いちき串木野市もそういう形でない。今、市長、人口3万300人なんです。もうどんどん1日1人ぐらいの割合で減少している現状ですので、どこかでか歯どめをするには、そうした場所を、非常に国の施策には厳しいところもあるかもしれませんが、私は信じているのは、県、国はいちき串木野市がちゃんとした構想があればそこに解除の余地はあるというのを言葉には言われませんが、対話の中で感じておりますので、ひとつ市長、今、神村学園付近の計画については、どうぞ今、当局に聞きますと計画されているようですが、いちき串木野市8年たって、私

ども市来からちょうど私の羽島の土川から日置市にかかわる市来の舟川、東市来の手前のあそこまでちょうど18キロあります。ちょうど真ん中なんですね。これから、そこから開発をしていかないと、地域は非常に難しいものもありますけど、市長が今さっき御答弁されましたように、大きな施策を考えてないかというのを私は質問しているわけですが、そこはどうですかね。

○市長（田畑誠一君） 先ほどからお述べになっておられますとおり、これから大きく期待をさせるころだと思えます。今、言われましたとおり、いみじくも本市のちょうど中心、地理的にも真ん中になりますね、中心に。そういった面で、新駅もありますし、医療施設もありますし、商業施設もありますし、それから高速道路なんかにも近いですね。いろいろな面で非常にいろいろなものがまさにコンパクトに集積をされたこれからの発展が大きく期待をされるころだとは私も位置づけております。おっしゃるとおりであります。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、農用地域というのは都市計画法に優先するといえますか、そういう高いハードルがあります。ただ、言われましたとおり、そんな中で何とかそれなら方向はないのか、一括して計画したらだめなのかとか、それを踏まえて神村学園周辺の計画は立てたわけですが、さらに何とか方法はないものか、みずから研究をし、議会の皆さん方のこういった熱意もいただいて、強くまた、今後とも粘り強く要望し続けていく必要があると考えております。

○13番（寺師和男君） ありがとうございます。

市長、私もさっきから申し上げますけど、構想です。構想はつくる計画が大事。いちき串木野市のリゾート構想と申しますか、いちき串木野市はこんな方向に人口増に。今までは、失礼な言い方ですけど、ぼつぼつとあっちこっちこうするわけですけど、昔の人が言われますけど、南へ南へこの開発はされていくんだと、人口は増加していくんだと言う方が対話中であるんですけど、私もそのとおり考えてます。やっぱり南のほうにと。ただし、前床地区、照島一帯については、避難等々にも完全で、非常に

この地域の方が好んでいる場所でもありますし、そういうことを踏まえてですね。

市長がもう1回この構想をやると、いちき串木野市の大きな構想の中でセットしていくという考え、もう1回お聞かせいただきたいと思います。何回もですけど。

○市長（田畑誠一君） 先ほどから答弁しておりますとおり、神村学園の新駅の建設とともに将来の期待が持てるちょうど本市の真ん中でもあるということで、神村学園前駅前の周辺まちづくり計画というのはつくりました。それはしかし、さっきから言いますように、優良農地の確保という観点から圃場整備もされたわけですから、農業ゾーンというのは位置づけながら、なんとか都市計画法で全体的な問題として捉えて解除できる方法はないものか、解除できる部分はないものか等々も研究をしておるわけですが、引き続き、今言われましたとおりさらに大きな構想でというお話もありますが、今後、今のこの計画を土台にしながら、またいろいろなことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○13番（寺師和男君） ありがとうございます。

先ほど神村学園ができてから新住宅が26戸できたと言いましたね。これは1年に10戸ぐらいずつできていくわけですね。非常に新興的なこの地域が住みやすくなれば、人間が好んでいくわけで、私どもが研修で聞いた話でも、公共住宅を周辺につくったら人口は増というお声もありましたので、どうか、いちき串木野市の今後の発展について、市長が今言われましたように計画をどかんとつくっていただいて、その方向で、先ほど農業的な法的なあれは厳しいものがありますけど、大きな枠の中に入れて農業なりつくり上げていただいて、あの一帯の照島地区の開発には相当全力を投球していただきたいと思えます。

最後になりますが、前床地区を含めたJRから東側の照島地区開発は本市の発展活性化に必要不可欠なものであります。財政面、農業振興の解除等いろいろな問題があると思いますが、検討する時期は今だと考えます。真剣に検討すれば道が開けると思えます。前向きに開発に向けて努力をお願いして、

質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） ここで、昼食のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時10分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、原口政敏議員の発言を許します。

[14番原口政敏君登壇]

○14番（原口政敏君） 自由民主党を代表いたしまして質問をいたします。

我が日本の中心でございます東京に2020年オリンピックが決定をいたしました。心からお喜びを申し上げます。この決定に際しましては、大変な努力があったと聞いております。我が総裁でございます安倍総理をはじめ、多くの皆様方に心から敬意をあらわす次第でございます。2020年、私も健在でありましたならば最善の努力をすることを申し上げまして一般質問に入らせていただきます。

初めに、硯川の下流の改修についてお尋ねをいたしますが、上流は神村学園の前からですが改修をされているわけでございます。しかしながら、下流はまだ改修をしておりませんので、悪臭がひどく、私も電話をいただいたのが8月の一番暑い日でございます。行きましたところ、大変な悪臭を発していたわけでございます。なぜ私は一気に下流までしなかったのかなという大変な疑問を持って現場から帰ってきたわけでございます。この下流の改修をいつされるのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 原口政敏議員の御質問にお答えいたします。

硯川につきましては、平成18年度に神村学園内の河川の環境改善を目的に河床をコンクリート張りにして幅30センチの低水路を設置する工事を70メートル行っております。また、昨年度は神村学園附属幼稚園前を前回と同じ工事で121メートルの改修工事を実施したところでありますが、御指摘のとおりいまだ下流180メートルが未整備のままです。

水たまり、悪臭等が発生しないように河川環境の改善に努めるよう努力をしておりますが、来年度から整備のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○14番（原口政敏君） 今、答弁をいただきましたが、おっしゃるとおり神村学園の前、約200メートルぐらいの改修が終わっておりますが、その後が、あと課長、70メートルぐらいかな、あともうわずかだと思っております。僕はなぜ一緒にしなかったのかなと。上流の方は流れが速いですからね。しかし、しなかったところから下流はやっぱり悪臭がひどいですよね。それが水の流れですから。したがって、苦情があるのも当然だろうと思っております。市長は4年前、施政方針で輝くまちをつくとおっしゃったんですよね。市民が最も嫌がるのは、騒音で眠れないとか、悪臭がすることだろうと思っております。わが身に返ってもそうですよ。これをやらなければ、輝くまちは、私はつukれないのではなからうかと思っております。

したがって、私も市長も11月は改選。私もわからん、市長もわからん。神のみぞ知る。したがって、26年度の予算編成に査定に入れていただくように強く要請をしますが、市長、どうぞごましようか。

○市長（田畑誠一君） 今、お述べになられましたとおり、市民生活の上で環境整備、特に悪臭というのは大きな市として改善をしなければならぬ課題であります。硯川、それからあの一帯、尻塞川とありますが、尻塞川につきましても、実はあの開閉機を相当前に県のほうでやっていたかまして、開閉するのにもう人の手では動かせないという状況がありました。この件につきましても県のほうにお願いをいたしまして、昨年自動的な、非常に改善された開閉機を設置していただいたところあります。

そういったことで、この硯川につきましても一帯でありますので、改善をしなければならぬのですが、さっき申し上げましたとおり、いまだ180メートルまだ残しておりますので、来年度から工事に着工したいというふうに考えております。

○14番（原口政敏君） 今、市長の答弁をいただき

ました。さらに土木課長がじゃっじゃっとうなずいておりましたので、100%してくれるだろうということを確認いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2番目は日ノ出橋から市来漁港までの道路舗装についてでございますが、非常に凹凸が激しゅうございます。この道は、漁業者が活魚を運送される道なんですよね。したがって、水を入れて水槽を運ばれますが、凹凸が激しいので、もう原口さん、漁協までくつときはな、水がもう半分もなかって。もうトラックに流れてなって。トラックも腐食がひどいと。まあ、腐食がひどくて早く車をかえれば私の家は助かるんですけども、そういうわけにはいきませんからね。またおまけに、魚も時間が問題だと。もう15分までは生きとるけど、それ以上は死ぬということをおっしゃいました。そうだろうと思っております。ましてや、ちりめんじゃこになりますと、もう1日中2トン車が行き来をいたしております。したがって、この旧市来町時代は市長、年次的にこれを舗装するという計画があったんですよね。これはもう市の道路じゃございませんので、営林署の問題もございしますが、その点も含めまして答弁をいただきたいと思っております。

○市長（田畑誠一君） 日ノ出橋からこの市来漁港までの道路舗装についてであります。

御承知のとおりこの当該道路敷は、鹿児島森林管理署所管の国有林と県有地となっております。国有林については、市で許可を得て使用しているところあります。また、平成17年に国有林の一部を市民の憩いの場、青松の森として協定を締結し、松林を体験活動のフィールドとしているところあります。

市としましては、鹿児島森林管理署に舗装をしていただけないかと要望をいたしました。使用は継続して認可しますが、森林管理署としての舗装整備は難しく、舗装及び維持管理は使用者で対応してくださいとのことあります。当該路線は市来漁港へのアクセス道路及び青松の森の活用からして、今後、舗装整備について関係機関と協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○14番（原口政敏君） ぜひ、この道路は。まあ一

般の方の通行もあるんですよね、市長。先般予算計上されまして、鎖等をつけて、もうこれ以上は行くことはできませんよという予算も計上されましたね。一つのそれも案だろうと思っております。漁業者だけが今までは通る道路じゃなかったんですよね。市来町時代は、あそこに年金波止場という名前がついておりまして、年金をもらった方があそこに行かれるという、相当な車量でございました。それも、そのことによりまして、チェーンとかで規制を入れまして緩和されるのではなかろうかと思っておりますが、ぜひ、この道路を舗装していただいて、漁業者が一刻も早く活魚の状態で、漁協に納入できることを申し上げまして、次の質問に入りたいと思っております。

次の質問は、大里川堤防の雑草でございますが、雑木の伐採でございますが、実はこの私が一般質問をしましたのは7月15日でございます。道路上に草が生い茂って、ちょうど十字路でございましたが、大きな事故がございました。物損事故でした。両方で60万円。私の公民館と隣の平佐原地区の公民館の方でしたので、私の工場に入ったわけでございます。相当な大きな事故でございます、それから1週間後、地区の平佐原と松山の公民館が話し合いまして、一部は伐採をいたしました。また、市来地区は、年に1回でございますが大里川堤防の伐採をボランティアでいたしておりますが、しかしながら、定期的にしてもらわないと草はすぐ生えますからね。もう3カ月ばかりしたら相当高くなりますよ。

まあ、ありがたいことに私が通告をしまして3日後はきれいに伐採してございました。ありがたいことだと思っておりますけれども、これを市長、定期的に伐採するお考えはないか、今はもうきれいになっているんですよ。担当課がすぐ対応してくれまして、3日後に行ったらすぐ住民が来て、「原口さん、きれいになった」って。で、行ったら本当にきれいになっておりましたが、これを年次的にやられる考えはないか、お考えをお聞かせください。

○市長（田畑誠一君） 大里川の草払いにつきましては、これまで毎年7月の河川愛護月間のときに市来地域の皆様33公民館で約2,000名の方々が出てく

ださって河川延長3,400メートルの両堤防の草払いの実施をしていただいております。しかし、お話がございましたとおり、もう雑草の繁茂するのは非常に早うございます。すぐに伸びてしまうことから、やっぱり定期的な除草が必要となります。それ以外の時期につきましては、直営作業で毎回実施しておりますが、今回御指摘があったところは早速草刈りをしたところであります。

今後も、やはり地元の皆さんの協力をいただきながら、通行人に支障がないように、また、交通の妨げにならないように、維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

○14番（原口政敏君） ぜひ、課長もいらっしゃいますから、年次的な計画でもって伐採をしていただきたいということを申し上げまして、この項は終えたいと思います。

最後でございますが、大里川の中州の除去でございますが、もうごらんとおり、全国各地で非常に悲惨な洪水が起こっておりますよね。我が大里川も私は例外じゃないと思う。以前もこの川が決壊して、私は消防団員でございますが、土のうを積んだ経緯がございます。そして、幼いときはこの川が氾濫して、私の自宅まで来たことがあるんですよ。そのときの印象は、夏でしたが、スイカがいっぱい来まして食べたことがございますけれども、そういう強力な印象がございます。ほんのもう自宅まであの洪水がきたんですよ。子供でしたから、スイカが来て喜んで拾っておりましたけれども。

ひとたび市長、洪水になりますと、一番最初はやっぱり平佐原地区だと思うんですよ。これはもう、全滅だろうと思う。したがって、課長もおられますが、まず最初に、なぜ平佐原が危ないかと申し上げますと、大里川は直線できてL字になっていますよね、課長、L字に。海のほうにちょうどL字型になっていますよね。したがって、あの地区が一番怖いんですよ。だからぜひ市長、中州の除去の計画があるということでございますが、平佐原地区からするようなことを県に申し添えていただけませんか、どうですかね。

○市長（田畑誠一君） 大里川の寄り州、中州の除

去についてであります。

市政報告会に行きましても、道路の問題とこの寄り州の除去、草払いというのが非常に多うございます。これはもう、今おっしゃいましたとおり、19市長会がございしますが、どこの市長さんも異口同音におっしゃいます。今まで県のほうも、ここ何年か非常に財政難で余り十分なところではなかったんですね。そして、今は基準として、県は現在2回ということにしています。だから、私どもはこの間も、これは2回じゃだめだと、4回にしてくれということを県に要望をいたしました。

そういうことで、2級河川の大里川につきましても、これはもちろん県管理であります。今言いましたとおり、ここ数年、県に対して強く要望をしてみました。生活に密着した身近な問題として、してまいりました。おかげで本年度は大里川を含む6カ所の河川の寄り州除去を実施していただきました。大里川につきましては、門前橋から下流へ400メートル程度、寄り州の除去を実施していただいております。

現在、平成25年度から30年度にかけて、川南地区圃場整備の計画をしておりますので、県におきましても圃場整備にあわせて、大里川の拡幅工事の計画が策定されております。河川の整備が図られるように県へ要望をしております。

また、この市来中学校前の寄り州につきましても、引き続き実施していただくように県に強く要望をしております。

○14番（原口政敏君） つい最近も、市長、各地で予期せぬ豪雨ですよ。本当にかわいそうですよね。もう家中が泥まみれ。さらには崩壊したり、川の氾濫ですよ。これはもう、人ごとではないなと私も思う。近くに住んでおりますけど、思うことがございますがよ。それで、消防団員ですから、雨が降ったら眠れません。夜中でも川を見に行きます。これが消防団員としての使命だと思っておりますけれども、自然的にそうなるんですよ。目が覚めます。だから、寝室には必ず雨がっぱを用意しておりますけれども、たまには8割ぐらい、それ以上くるところがありますからね、一時的に。「あら、雨が今日

は深いね」と思って消防署に連絡したりしますけれども、ぜひ、県の河川でございましてけれども、県に要望して、これはもう人命にかかわることですので、早く除去することを言われることを申し上げまして、全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、楮山四夫議員の発言を許します。

[11番楮山四夫君登壇]

○11番（楮山四夫君） 私は、通告に従い、2件について質問いたします。

一次産業が衰退していると言われる今日ですが、農業振興の面からは、私の質問については若干後退する面もございましてけれども、この質問については、平成22年3月に同じ質問をいたしておりますので、その後、どのような経緯をしたのか、今後、どのように期待できるのかお伺いいたしまして、ここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 楮山四夫議員の御質問にお答えをいたします。

前床地区の農業振興地域指定の解除についてであります。これまでも県へ相談をしてみました。県の見解としては、午前中、寺師議員の御質問にお答えいたしましたとおり、優良農地を生み出すことを目的とした基盤整備事業により整備をされているため、農用地区域からの除外については国の定めた五つの要件を全て満たす場合のみ認められ、それ以外では除外できないとのことで、その内容は現在も変わっておりません。そのため、現時点では前床地区の外周部での条件を満たす申請について、除外できる可能性がある場合は、県と協議しながら手続を行っているところであります。

農用地については市長の判断で指定ができますが、その判断に当たっては農業委員会や農協等からの意見を聴取したり、県との協議が整うことが前提であります。また、農用地の除外についても同様の手続となります。

○11番（楮山四夫君） そのことは、先ほどの同僚議員のほうからの質問でもお伺いしたところでございますが、私は先般、県内の同志議員と政府に対し

TPPの反対の要請と課題提起をした項目について政務調査をしてまいりました。6次産業化のソフト事業のこと、それから鳥獣被害対策について、そして私が提起したのは農振地域における農地転用の特例についてでございました。

約3時間ほどいろいろ政府農林水産省の農村振興局農村計画課の前川という補佐の話を伺ったところでございますが、こういう農振地域の除外については、全国でも例のないことではないと。あちこちでこういう例がありますということなんです。そのことを突っ込んで聞きますと、要は市長の判断と県の協議によるというようなことなんです。

ですので、先ほどの市長が述べられた回答を伺う中に、何もできないことじゃないんじゃないかなという気がしたところですが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 神村学園前駅の開業後に周辺のまちづくりの計画を策定いたしました。その策定に当たりまして、都市計画の観点から土地利用方針について県と関係機関とも協議を行ってまいりましたが、今朝ほどお答えいたしましたとおり、とにかくこの農用地区域が都市計画法上の区域より優先した土地利用とされており、一括して解除し、宅地化を促進することは現行制度上ではできないことになっております。

ただ、しかしながら高齢化とか耕作放棄地とかいろいろありますが、今後、時代の推移といたしますか、そういったのを眺めながら何とかいい方法はないものか、それは引き続き研究もし、要望もしてまいりたいと思っております。

○11番（楢山四夫君） 今、神村学園前駅周辺まちづくり計画と、これは平成23年3月にできているんです。これを見る中で、今の農業振興地域についてはこれから見るにも、ただいまお答えがあったように、もうできないもとしての前提でこの計画はできております。ですので、できないことはないんだということを考えると、この計画は見直されるんじゃないかというふうに感じるんですが、どうでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 今朝ほど寺師議員のほうにもずっとお答えをさせていただいておりますが、と

にかくこの優良な農用地を確保するためにつくられた圃場整備ですよ。建設されたですね。そういう前提があつて、都市計画区域よりも農用地区域が優先をされるという非常に厳しいハードルがございます。現段階じゃこの現行制度ちゅうのは変えられないちゅうのが実情なんですけれども、ただ、さっき申し上げましたとおり、時代もどんどん大きく変わってきておりますし、あそこの実情も変わってきております。高齢化、それから耕作放棄地が増えてきているとか、これはやはり全国的にもいろいろな大きな課題だと思いますので、何らかの形で今後いろいろな推移が出てくるのではなかろうかなということも期待もしておるわけでありまして、いずれにいたしましても、今の現行制度ちゅうのは、これは変えることはできませんけれども、引き続き研究を続けて、また要望もしていかなければならない課題だと思っております。

○11番（楢山四夫君） 私が思っているのは、この農用地を全て除外せよということじゃないんです。やはり農業で積極的に取り組んでいる方については、その部分については、一角に集積するとか、そういう方法もあるわけですので、それ以外についての開発除外ということを考えられないのかということをお願いしているところです。

○市長（田畑誠一君） 今、楢山議員がお述べになりましたとおり、第一義的には、第一義といたしますか、優良な農用地を確保すると、整備をするということで整備された前床地区であります。したがって、そういった意味で私どもも今、計画では農業ゾーンというふうに位置づけておるわけですが、そんな中で、他方また今度は都市計画とかそういった意味から考えて、例えばこの前床地区の外周部でこの条件を満たすところはないものか、そういったこと等については、申請については、除外できる可能性がある場合は、県と協議をしながら現在でも手続を行っているところであります。それが今現在の実態であります。

○11番（楢山四夫君） 私も何回も、また、同僚議員の方々もこのことについては過去に何回も質問いたしておるところですが、なぜこんな質問せながら

んのかということを考えるとき、照島地区の地権者の方、当時賛成していただくために、8年すれば自由に使われるようになるんですよということを言って承諾をしてもらった経過があるんですよ。ですので、「わいはあんときこげん言うたでなかか。うそを言うことにならよ」というのが今でもやっぱり聞かれるんです。そこらを何とか、その不満というか、それをいかにして納得していただけるのか、そこら辺の回答を持っていかんと、こういう計画になった、こうこうだというようなことを、そういう農家、地権者に私どもも今後当たっていかならんと思っ

ているんですよ。そういうことから、今回再度御質問したようなわけなんです。いかがなものでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 今、お述べになられましたとおり、農業を続けたい方はそれはまたそれによろしいんですけど、宅地化でもしたいという方々については、これまでのいろいろな思いから御不満があられると思います。それは、私もそういった御不満があられるのではなかろうかと受けとめているわけでありすけれども、とにかく農振地の除外そのもの自体が、先ほどからお述べになっております、この今の五つの要件というのを全てクリアをしなれば、今のところどうにもできないんですよ。

そんな中で、ほんならできるところからということで、外周部等については、申請があったら県と協議をしながら今まで進めてきております。これから、そういった皆さん方の声を何とか、御不満を前へ進めていかなきゃなんらんということは重々承知しております。だから何とか、そういった中で研究をし、厚い壁ではありますけれども、研究をし、また実情を訴えながらこれからも要望活動を続けてまいりたいというふうに思っております。

○11番（楢山四夫君） おっしゃるとおり、厳しい条件があるということもわかっておりますが、この条件をいかにクリアするかということであろうと思うんです。ですので、この役所にいらっしゃる全ての方々の英知を結集して、ぜひこの除外要件をクリアできるような施策をつくって、住民の方々の要望に応えるような施策をつくっていただきたいという

ことを要請いたして、この項については終わります。

次に、農業者としての最低基準面積が当市については3反歩となっておりますわけなんです、それについて、それ以下にしていきたいということで、要請いたしておりますが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 農業者としての最低耕作面積を3反歩として決めている。もっとそれ以下にできないかという御質問であります。この件につきましては、所管の農業委員会事務局長より答弁をいたさせます。

○農業委員会事務局長（芹ヶ野國男君） 農業委員会事務局から御答弁させていただきます。

下限面積の引き下げについてであります。

まず、はじめに下限面積について説明いたしますと、農地の売買、贈与、賃貸借等には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要となりますが、許可要件の一つに下限面積が定められております。この下限面積につきましては、農地法で経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが予想されるため、許可後に経営する農地面積が50アール以上にならないと許可ができないとするものであります。

農地法では、この下限面積が地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するために地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げることができることになっております。このため、農業委員会は毎年下限面積の設定、または修正の必要性について農業委員会総会で審議し、議決することとされております。

平成25年度の下限面積につきましては、本年3月28日開催の第3回農業委員会総会において審議された結果、農地法施行規則第17条第1項の規定及び農地の効率的かつ総合的な利用の確保の観点から従来どおりの30アールで議決されたところであります。

審議の中では、現在も農地法施行規則に基づき、最低限の下限面積としていること、小規模では農業経営が成り立たないこと、不耕作目的での権利取得の増加が懸念されることなどから、これ以上の引き下げは難しいのではないかなどの意見が出されたところであります。

本件につきましては、毎年見直しを行うこととされておりまして、平成26年度以降の下限面積につきましても、本市の実情を考慮しながら審議がなされるものと考えております。

終わります。

○11番（楢山四夫君） 私がなぜ、こういうことを申し上げるかといいますと、近年非常に農業はしているものの、実際は耕作面積が足りない、3反歩に満たないというのが実情なんですよ。まあ、それともう一つ、私ども初めてせんだって農業委員会の農業委員の方々と議員との協議会並びに懇親会まで持たれた席でも、同僚議員のほうからこの件についても面積を引き下げてほしいというような意見も出たところをごさいますして、私も同感したところでしたが、さきに申し上げましたようなことで、1例を申し上げますと、ある家庭で3反歩ない方なんです。2反歩少々の方なんです。生前贈与を受けたいと、こういうことなんですよ。だけれども、農地が3反歩に満たないがために、農地の取得ができないと。亡くなれば自動的に相続で農地が取得できるんですよ。そこら辺が矛盾しているんじゃないかと、こういうこともございます。

ある地区では、これはもう特例なんですけれども、島根県のある地区だったですね、一畝歩でもというような例もありましたが、これはもう例にならないと思いますけれども、県内で2反歩は鹿児島市、霧島市、南さつま市の旧加世田市、笠沙町、坊津町、ここらの区域が2反歩、奄美市が2反歩と、こういうふうなことで、3反歩に満たないところが大分あるんですよ。そういうようなところを見ますと、いちき串木野市の農地規模としてどうかというと、そう大差ないというような、鹿児島市を除けば、そういうような状況の中に、3反歩というのは、いちき串木野市にしては大きいんじゃないかなという気がしておりますので、この件については、そういう引き下げの方向でぜひ検討いただきたいということを、この場では要請いたしたいと思っております。

引き続き、私ども議会の所属する常任委員会等で先進地の調査、出張に行くわけなんです。行ったときはほとんど議場まで見させていただいておりま

す。そうした中に、回答者として農業委員会会長、あるいは監査委員長、あるいは教育委員長というような、こういう席が設けてあります。そういうことは、やはり全国の議会では回答をそういう方々からいただけるというふうに思うんですが、ここらについて、今回は局長のほうから回答をいただきましたけれども、ここらについて、そういう考えについての市長のお考えはいかがでしょうか。

○副市長（石田信一君） 市の独立しました行政機関、執行機関の長の出席ということでございますけれども、他市の例をお述べになられましたが、本市におきましても、この議場への出席につきましては、議会からの要請があれば可能であろうというふうに考えております。そういった中で、あくまでも議会運営に関することをごさいますので、今後、議会事務局とも調整してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○11番（楢山四夫君） 今、メディアのほうで今日の放送もされておるわけなんです。やはり私ども議会としても開かれた議会をということがかねがね進めておるわけをごさいますので、ぜひそういうような方向で今後検討いただきたいということを要請いたしまして、この項については終わります。

次に、介護保険の認定についてですが、昨今、認定についての不平や不満を若干聞く機会がございましたので、この認定作業、認定手続についての内容をお伺いしたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 介護保険の認定についてであります。

介護保険の認定の流れとしましては、まず、申請があつてから介護認定調査員が自宅などを訪問して、身体の状態や動作の状況、認知機能など74項目にわたって聞き取り調査を行っております。その際は、より正確な調査を行うため、日ごろの介助状況等を把握されている家族の方などに同席をお願いしております。

その調査結果と主治医の意見書の一部の項目をコンピューター入力して一次判定が行われます。その結果と認定調査時の特記事項、主治医意見書をもとに保険、医療、福祉の専門家の5人で構成する介護

認定審査会で要支援、要介護度が決定される仕組みになっております。

○11番（楢山四夫君） 介護1という身体状況というのは、どんな状況を介護1と認定されるのか、それについてちょっとお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 要介護1というのはどのような状態かというお尋ねであります。

要介護度を決める基準は、病気などの症状が重いかに軽いかということではなく、どのくらい介護の時間、時間がかかるかということで判定されます。要支援、介護の区分は心身の状態によって非該当、要支援、要支援2、要介護1から要介護5までの八つに区分されており、要支援は、今お尋ねの要支援1が一番軽く、要介護の数字が大きくなるほど状態が悪くなり、要介護5の方はほとんど全介助、いわゆる寝たきりといえますか、の状態の方を指しております。

要介護1がどのような状態かというのは一概には言えませんが、目安としては身の回りの世話に何らかの介助を必要としたり、移動に何らかの支えを必要とする、あるいは少し問題行動や理解の低下が見られることがある。このような状態であります。

○11番（楢山四夫君） 実は、私の隣集落にもう見かねる状態の独居老人といえますか、ひとりの女性の方なんですけど、非常に腰も曲がりまして、背負いかご、だつてごと言いますけれども、そのかごを背負いますと中の品物が出てくるんです。この状態なんですよ。

下りのほうに買い物に行きますから、最初は空なんです。帰りは登りですから、そういう面は出てくるということじゃないんですが、そうするとまた大体500メートルぐらいあるんですけれども、それを四、五回休んで帰る。ひとりですけれども、その面倒をみる方は市内に姪御さんがいらっしゃるんですが、今、市長がおっしゃったとおり面接に立ち会ったということなんです。で、「歩けますか」というと「歩けます」と。「買い物にも行けます」ということなんですよね。でも、やっぱり昔かたぎの人であるがゆえに、人の迷惑にならないように、あるいは厄介になるといかによというような、そういう意

思も強いのが、一方では、もしものほうが、もう帰る途中に見かねるという状況にあるんです。そこら辺が介護1にもならなかったというようなことを伺ったものですから、私は介護1というのはどういう状況を指して言われるのかということでお伺いしたところです。

そういう面から独居老人でそういう状況であるとすれば、私は介護にも値するんじゃないかなという気がしておるところなのですが、そこらについてはいかがなものでしょうか。

○健康増進課長（所崎重夫君） 介護1のその状態ということなんですけれども、たしかに聞き取りをするときに、そういう本人に認知のある方とか、そういう方々、自分でできるというふうに回答される部分も多いものですから、家族の方、また場合によっては施設の職員等、そういった方々にも聞き取りをするわけなんですけれども、そういう家族の方も同席されておられる場合、それ以上疑ってまた別の方に聞くというのは余りしないものですから、なるべくそういうふうに家族の方の立ち会い等、求めて、適正な認定調査というのは心がけているところなんですけれども、また、そういう場合どうしても家族の方が離れていらっしゃるって、同席はされるんですけれども、常日ごろ見ていらっしゃるのか、そういうような情報がうちのほうにまた入れば、また常日ごろ見ていらっしゃるような隣近所の方とか、そういう方々にもまたちょっと聞き取りをしてみたいなというふうに考えております。

以上です。

○11番（楢山四夫君） ぜひ、ちょっと疑わしいようであれば、民生委員の方とか、あるいは自治公民館長さんにも聞きながら、そういうことを決めていただきたいと思うし、また、1だけでなく2、3、4とかあるわけで、そこらについても病院の先生方を含めての認定作業がなされるということをお伺ったところですが、またそこに至るまでの面接者という方の主観が大きく入っていくであろうと思うんです。ですので、やっぱり面接に当たって、私は複数の方にそういうふうに面接していただければいいんじゃないかなと思うんですけれども、これ

についてはいかがですか。

○市長（田畑誠一君） 認定調査の調査員の方を今、複数にしたらという御意見であります。

介護認定調査は国が定めた認定調査の手引きによりますと、保険、医療、福祉に関する専門的な知識を有した方が原則1人で行うこととなっております。

本市の介護認定調査員は現在8名おられますが、要介護認定は全国一律の基準に基づいて公正かつ的確に行われることが重要であることから、新任研修及び毎年の現認研修や情報交換などを行うとともに、更新申請ごとに前回とは別な認定調査員の方が調査を行うなど、ローテーションシステムに配慮しております。そんな中で、公平・公正な認定調査に努めているところであります。

なお、今現在、高齢化が進んでいく状況ですね。こういったことに伴いまして、認定調査数もまた非常に増加しております。そういったことから、現段階で複数体制での認定調査というのは難しいと考えております。

○11番（楢山四夫君） 大体内容はわかったところですが、これ、さっき申し上げましたように、市民からの不平や不満までは私は許せると思うんです。ですけれども、介護事業について不信を抱かないような行政になっていただきたいと思っておりますので、ぜひ、不信を抱くようなことのないように心がけていただきたいことを要請いたしまして、終わります。

○議長（下迫田良信君） 以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日は、これで散会をします。

散会 午後2時00分